



2018年8月15日

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」の登録検証機関評価において6年連続で最高ランクの「S」評価を取得

SOMPOリスクアマネジメント株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:布施 康、以下「SOMPOリスクア」)は、2018年8月13日付で、東京都「総量削減義務と排出量取引制度^(*1)」の「登録検証機関^(*2)評価制度」において、2013年度から6年連続で最高の評価段階である「S」評価を取得しました。

現在、東京都に登録されている検証機関23社の中で、6年連続で「S」評価取得した検証機関は、SOMPOリスクアのみとなります。

「平成30年度評価結果」(東京都環境局)

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/hyouka/hyouka_kekka.html)

- *1 年間のエネルギー使用量が3か年度連続して原油換算1,500kL以上となった大規模事業所へ温室効果ガス排出量の総量削減義務を課す制度(2010年4月から開始)。
- *2 所定の要件を満たし、東京都に登録された検証機関に限定されます。SOMPOリスクアでは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の検証機関として、複数の区分に登録され、業務を実施しています。登録区分の詳細は、本ニュースリリースに添付の<参考1>「SOMPOリスクアの排出量取引検証業務の登録区分」をご参照ください。

1. 東京都登録検証機関評価制度の概要

2010年4月から開始された東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」では、各事業者が算定した温室効果ガス排出量の正確性・信頼性を確保するため、登録検証機関による第三者検証が義務付けられています。

東京都では、2013年度から検証機関自らの品質向上意欲を引き出し、総量削減義務と排出量取引制度に資するため、検証機関が実施した検証業務内容及び自ら実施した積極的な取組みに対し、評価を実施することになりました。

主な評価項目は、「検証結果の精度」「検証準備の充実」「事業者の検証への理解を深めるための取組」「管理部門主任者配置」他計12項目より100点満点での評価となります^(*3)。評価段階は、80点以上が「S」、70点以上が「A」、60点以上が「B」、60点未満が「C」となっており、評価段階が「S」または「A」に該当した検証機関のみ東京都環境局のホームページで公表されます。

2017年度では「S」評価取得企業が3社のところ、2018年度では5社となっており、各社とも品質向上への取組みが活発化しており、ますます正確性・信頼性へのニーズが高まっています。

- *3 評価項目は、本ニュースリリースに添付の<参考2>「評価対象項目一覧表」をご参照ください。

2. 今後の展開

SOMPOリスクアでは、今後も品質の高い検証業務を通じて、企業の地球温暖化防止への取組みを支援するとともに、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

SOMPO リスクアマネジメントについて

SOMPO リスクアマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を中核とする SOMPO ホールディングスのグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「ヘルスケア事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント（ERM）、事業継続（BCM・BCP）、健康経営推進支援、特定保健指導・健康相談、メンタルヘルス対策、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

本件に関するお問い合わせ先

SOMPO リスクアマネジメント株式会社 リスクマネジメント事業本部
コーポレート・リスクコンサルティング部 [担当：橋本・宮木・山田・富田]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-3349-5973（直通）

報道機関の方からのお問い合わせ先

SOMPO リスクアマネジメント株式会社
経営企画部 [担当：田所]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-3349-5468（直通）

以上

<参考1> 「SOMPOリスケアの排出量取引検証業務の登録区分」

SOMPOリスケアでは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」の検証機関として、以下区分に登録され、業務を実施しています。

- ・「特定ガス・基準量（1号区分）」（登録日：2010年11月26日）
- ・「都内外削減量（2号区分）」（登録日：2010年11月26日）
- ・「優良事業所基準への適合（第一区分事業所）（5号区分）」（登録日：2010年8月5日）

また、SOMPOリスケアは、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携し運用を進めている埼玉県「目標設定型排出量取引制度^(*4)」の登録検証機関^(*5)として、以下区分に登録され、業務を実施しています。

- ・「目標設定ガス・基準量（1号区分）」（登録日：2011年5月31日）
- ・「県内外削減量（2号区分）」（登録日：2011年5月31日）
- ・「優良事業所基準への適合（第一区分事業所）（5号区分）」（登録日：2011年5月31日）

*4 年間のエネルギー使用量が3か年度連続して原油換算1,500kL以上となった大規模事業所へ温室効果ガス排出量の総量削減目標達成を課す制度（2011年4月から開始）。

*5 所定の要件を満たし、埼玉県に登録された検証機関に限定されます。

<参考 2> 「評価対象項目一覧表 (* 6)」

	評価対象項目	審査の基準及び内容
1)	検証結果の精度	検証結果報告書に重大な誤りが1件もないこと。
2)	検証準備の充実	実地調査の前に、検証対象事業所の概要情報を十分収集し、現場確認、ヒアリング等の調査を行っていること。
3)	燃料監視点の網羅性の確保	特定ガス検証ガイドラインに記載されている事項以外の有効と認められる視点で、検証対象事業所のエネルギーフローを作成し、燃料監視点の網羅性を確保していること。
4)	事業者の検証への理解を深める取組	現地検証の前に、検証の意義及び手法等について、独自に作成した資料を用いて事業者の説明していること。
5)	管理部門主任者配置	検証業務部門のほか、特定ガス・基準量検証の検証業務の管理及び精度の確保を行う部門に1名以上の検証主任者を配置して検証結果の確認を行った上で、記録をしていること。
6)	管理部門への監査の実施	検証業務部門に対してだけでなく、管理・検証精度確保部門に対しても、少なくとも2年に1回監査を実施していること。
7)	都研修参加率	東京都が実施する検証主任者を対象とする研修への参加率が80%以上であること。
8)	検証業務に必要な情報の周知徹底及び教育訓練の充実	検証業務に必要な最新の情報を、評価対象機関内で、対象者全員に周知していること。また、評価対象機関内で対象者全員に独自に企画した研修等の教育訓練を行っていること。
9)	情報公開	財務諸表等をインターネットの利用により公表していること。
10)	危機管理規程	評価対象機関における情報漏えい等の危機が発生した場合の対応を規定していること。
11)	その他検証業務部門の精度を高めるための工夫	(1)から(10)までの項目に係る取組を除くほか、検証業務部門の精度を高めるための独自の取組を行っていること。
12)	その他管理部門の精度を高めるための工夫	(1)から(10)までの項目に係る取組を除くほか、管理・検証精度確保部門の精度を高めるための独自の取組を行っていること。

* 6 東京都登録検証機関評価制度要綱（平成28年3月31日改正）より一部抜粋。